

「株式給付信託《従業員持株会処分型-SLL》」の取り扱い開始について ～従業員のサステナビリティ経営等への参画意識を向上～

みずほ信託銀行株式会社(取締役社長：梅田 圭、以下「当行」)は、現在取り扱い中の「株式給付信託《従業員持株会処分型》」(※1)にサステナビリティ・リンク・ローンを組み込んだ本邦初のスキーム「株式給付信託《従業員持株会処分型-SLL》」(以下「本商品」)の取り扱いを開始しました。

近年、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の開示が義務付けられるなど各企業では、サステナビリティ経営や人的資本経営を通じた企業価値の向上が求められるようになっていきます。かかる状況下、具体的な施策の創出や実行には、経営陣や本部による推進のみならず従業員の意識醸成や動機付けが重要となっています。

当行では、従業員(従業員持株会加入者)へ経営目標達成にかかるインセンティブを提供することにより、従業員のサステナビリティ経営等に対する意識を高め、経営と従業員が一体となってサステナビリティ経営等を通じた企業価値向上を目指すためのスキームを新たに開発しました。

本商品は、サステナビリティ戦略やマテリアリティ(重要課題)に対応したサステナビリティ・リンク・ローンの野心的な目標(温室効果ガス排出量、従業員エンゲージメントスコア等)を設定し、目標達成時のインセンティブを付与いたします。当該インセンティブは持株会加入者への分配増加に寄与するため、従業員における株価および経営目標等の意識を高めることが期待できます。

本商品のフレームワークに対しては、外部の第三者評価機関である株式会社格付投資情報センター(R&I)から、国際的な指針である「サステナビリティ・リンク・ローン原則(SLLP)」(※2)および環境省の定める「サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン」(※3)に適合する旨の第三者意見書(SPO)を取得しています。当行は、サステナビリティ・リンク・ローンの案件組成に向けた指標(KPI)の選定や目標(SPTs)の設定等をサポートいたします。

当行は、<みずほ>の「ともに挑む。ともに実る。」のブランドスローガンのもと、本商品の提供により、すべてのお客さまのサステナビリティ経営等について中長期的に伴走するとともに、企業価値の向上をサポートしたいと考えています。

【参考】

■株式給付信託《従業員持株会処分型-SLL》の概要

サステナビリティ経営 人的資本経営

勤労意欲向上 持株会加入促進



(※1) 株式給付信託《従業員持株会処分型》

「株式給付信託《従業員持株会処分型》」とは、従業員持株会を活用したインセンティブ制度であり、信託期間中における株価上昇を従業員持株会加入者に還元する仕組みです。

https://www.mizuho-tb.co.jp/corporate/nenkin/nenkin_esop.html

(※2) サステナビリティ・リンク・ローン原則 (SLLP)

SLLP は、ローン・マーケット・アソシエーション (LMA) 等が 2019 年に策定 (その後継続的に改訂) したサステナビリティ・リンク・ローン借入に関するガイドラインであり、環境的・社会的に持続可能な経済活動および経済成長を促進し、支援することを目指すものです。

(※3) サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン

同ガイドラインは、環境省がサステナビリティ・リンク・ローンのグリーン性に関する信頼性の確保と、国内におけるサステナビリティ・リンク・ローンの普及促進を目的とし、SLLP との整合性に配慮しつつ策定されたものです。

以上